

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 地域包括ケア推進課

許認可等の内容		介護予防・日常生活支援総合事業に係る緩和した基準による通所型サービス実施事業者の指定・更新の指定
根拠法令等及び条項		栃木市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第5章第67条から第71条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
	参考事項	介護保険法第115条の45の3 栃木市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定等に関する要綱第2条、第3条、第4条、第5条、第7条及び第8条
	設定等年月日	平成28年11月 2日設定 令和 7年 9月26日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>第5章 緩和した基準による通所型サービスに係る基準 (基本方針)</p> <p>第67条 緩和した基準による通所型サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等を行なうことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第68条 緩和した基準による通所型サービスを行う者(以下「緩和した基準による通所型サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「緩和した基準による通所型サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、緩和した基準による通所型サービスの単位ごとに、当該緩和した基準による通所型サービスを提供している時間帯に従業者(専ら緩和した基準による通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該緩和した基準による通所型サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者(当該事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和した基準による通所型サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における当該緩和した基準による通所型サービス、指定通所介護及び指定地域密着型通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては利用者1人当たりに対して必要と認められる数とする。</p>	

2 緩和した基準による通所型サービス事業者は、緩和した基準による通所型サービスの単位ごとに、前項の従業者を、常時1人以上当該緩和した基準による通所型サービスに従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービス等の単位の従業者として従事することができるものとする。

4 前各項の緩和した基準による通所型サービス等の単位は、緩和した基準による通所型サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 緩和した基準による通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和した基準による通所型サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該緩和した基準による通所型サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第69条 緩和した基準による通所型サービス事業者は、緩和した基準による通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、緩和した基準による通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第70条 緩和した基準による通所型サービス事業所は、緩和した基準による通所型サービスの提供に必要な場所及び事業運営を行うために必要なその他の設備及び備品を設けなければならない。

2 前項に規定する緩和した基準による通所型サービスを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 緩和した基準による通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第71条 第8条から第16条まで、第18条、第21条、第22条、第27条、第29条から第33条まで、第37条、第38条、第52条から第61条まで及び第63条から第66条までの規定は、緩和した基準による通所型サービスの事業について準用する。この場合にお

いて、第 8 条第 1 項中「第 24 条に規定する運営規程」とあるのは「第 71 条において準用する第 54 条に規定する規程(以下「運営規程」という。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第 22 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項及び第 37 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第 61 条第 2 項及び第 64 条中「通所介護相当サービス個別計画」とあるのは「緩和した基準による通所型サービス個別計画」と読み替えるものとする。